

## 「宇都宮市子ども・子育て会議」について

### 1 設置の趣旨

本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進することを目的に、すべての子ども・子育て支援の取組や計画の推進・評価や市民の意見の反映を図るため、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく合議制の機関その他の子ども・子育て支援に関する施策について調査審議する機関として宇都宮市子ども・子育て会議を設置する。

### 2 所掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事項
  - ・ 認定こども園や幼稚園、保育所の利用定員を定める際に意見を述べること
  - ・ 地域型保育事業（家庭的保育、事業所内保育所など）の利用定員を定める際に意見を述べること
  - ・ 「子ども・子育て支援事業計画」の策定や変更の際に意見を述べること
  - ・ 市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
- (2) 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」について意見を述べ、当該計画の実施状況を調査審議すること
- (3) 子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること

### 3 組織及び委員

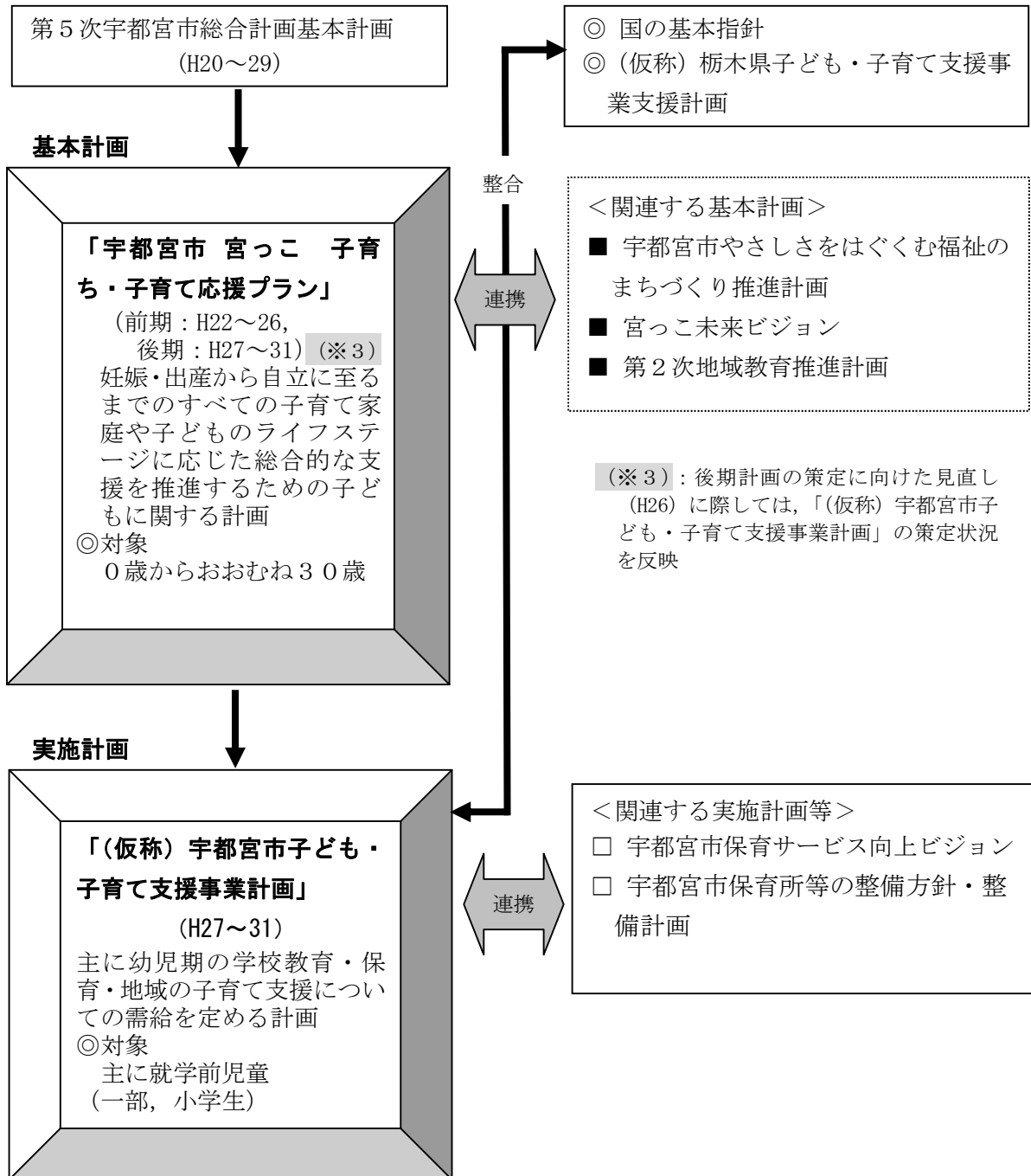
次に掲げる者のうちから市長が任命する委員30人以内をもって組織する。

- ・ 子どもの保護者
- ・ 事業主を代表する者
- ・ 労働者を代表する者
- ・ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・ 子ども・子育て支援について学識経験を有する者
- ・ その他市長が必要と認める者

### 4 その他

- ・ 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・ 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- ・ 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ・ 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

【参考】「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」と「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の関係



# 【 本市の子ども・子育て支援に係る取組 】

## = 子ども・子育て支援の総合的な推進 =

ライフステージ

**青年期**  
(18歳～おおむね30歳)  
社会の中における自分らしさと役割を認識しつつ積極的に社会活動に参加し、社会規範を遵守するなど、社会に貢献する時期。

**思春期(中学生～高校生)**  
自分自身を見つめ、多くの人との関わりや社会の中での自分の存在を認識し、社会性を身につけ、責任をもって主体的に行動し、将来に向かってより高度な知識や技術を習得し、夢や希望をもって様々なことに挑戦していく時期。

**学童期(小学生)**  
集団生活の中で人間関係を広げながら様々な体験を積み重ね、自分の役割を認識し、思いやりや豊かな心を育むとともに、多様な知識や基礎的な体力を身につける時期。また、未来に夢と希望をもって、様々なことに挑戦していく時期。

**乳幼児期(0歳～5歳)**  
遊びを中心とした体験の中で試行錯誤を繰り返す、家庭を中心とした人々との愛情あふれるかかわりを通じて、基本的な信頼関係を築き、認知力や豊かな情操を身につけるなど、人格形成の基礎となる時期。

**妊娠・出産期**  
胎児が順調に発育し元気に生まれてくるためには、母親となる女性が、心身ともに健康に過ごすことが大切であり、また、父親・母親となるための自覚を高めていく大切な時期。

### 宇都宮市子ども・子育て会議

次世代育成支援  
対策推進法

子ども・子育て  
支援法

＜所掌事務＞

- 教育・保育施設の  
利用定員の設定
- 地域型保育事業の  
利用定員の設定
- 子ども・子育て支援  
事業計画の策定・変更
- 子ども・子育て支援  
に関する施策の総合的  
かつ計画的な推進に関  
し必要な事項及び当該  
施策の実施状況につい  
ての調査審議
- 子ども・子育て支援に  
関する計画（「宮っこ  
子育て・子育て応援プ  
ラン」）について意見  
を述べ、当該計画の実  
施状況の調査審議
- 子ども・子育て支援に  
関する重要事項につい  
ての調査審議

基本計画

宮っこ  
子育て・子育て応援プラン

実施計画（主に未就学児の事業について）

（仮称）宇都宮市子ども・子育て支援事業計画

実現

反映

宇都宮市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく合議制の機関その他の子ども・子育て支援に関する施策について調査審議する機関として、宇都宮市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事項のほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する計画（法第61条第1項に規定する計画を除く。）について意見を述べ、当該計画の実施状況を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

(組織及び委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援について学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時

委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までに市長が任命する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日をもって満了するものとする。